

平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率等を公表いたします

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」では、全ての地方公共団体において毎年度決算に基づき、財政の健全性に関する指標を算定し、監査委員の審査意見を付して議会に報告するとともに、公表することが義務付けられています。

●財政健全化法とは？

財政健全化法施行以前の再建法制では、地方公共団体の普通会計(地方公共団体本体の会計)において赤字額が標準財政規模(※)の 20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

財政健全化法は、「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

(※) 標準財政規模 : 地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

《 財政健全化法のスキーム 》

すべての団体

健全化判断比率等の算定と情報公開の徹底



比率が「早期健全化基準」を上回ると…

財政健全化団体

・財政健全化計画の策定(議会の議決)、実施状況の議会報告
・外部監査の義務付け



更に、比率が「財政再生基準」を上回ると…

財政再生団体

・財政健全化計画の策定(議会の議決)、実施状況の議会報告
・外部監査の義務付け
・災害復旧事業等を除き起債制限
※財政再生計画について、総務大臣の同意等を得れば収支不足を振替るための
地方債の起債が可能となる。

●財政の健全度を判断するには？

4つの指標で判断します。

- (1) 実質赤字比率 …… 普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- (2) 連結実質赤字比率 …… 全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- (3) 実質公債費比率 …… 一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- (4) 将来負担比率 …… 一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

また、公営企業は次の指標で判断します。

- (5) 資金不足比率 …… 資金不足額が事業規模に占める割合

●真室川町の算定結果は？

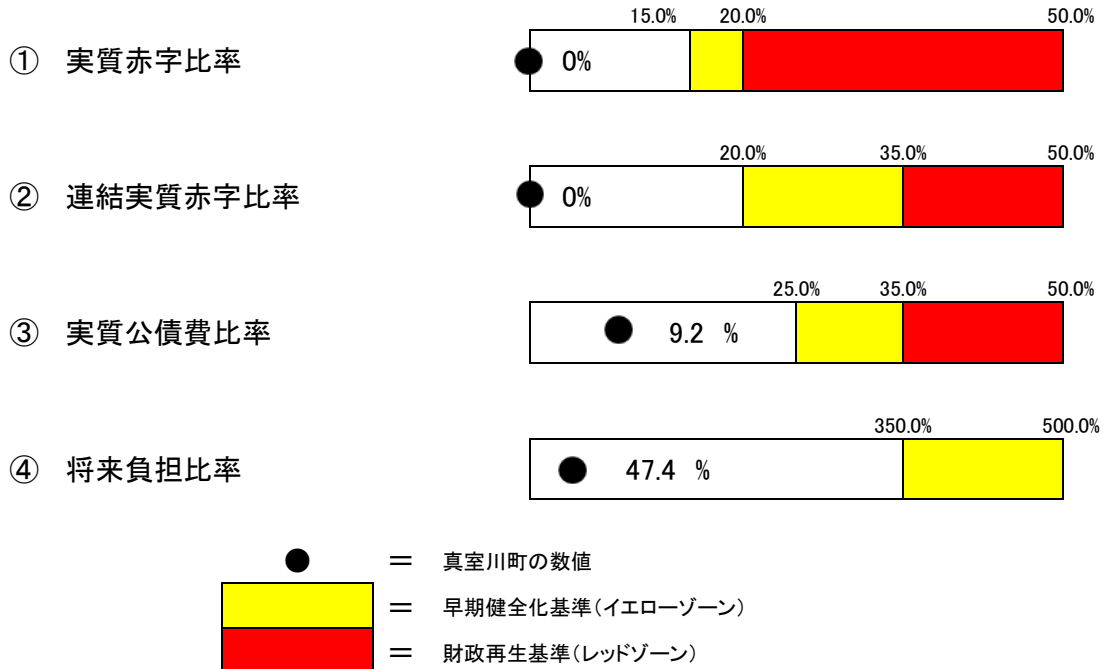
平成24年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準(イエローゾーン)を下回り、財政状況が健全であることを示しています。

		24年度決算	23年度決算 (参考)	早期健全化 基準	財政再生 基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	15.0%	20.0%
	連結実質赤字比率	—	—	20.0%	35.0%
	実質公債費比率	9.2%	11.6%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	47.4%	※ 54.0%	350.0%	
資金不足比率	水道事業	—	—	[経営健全化基準] 20.0%	
	病院事業	—	—		
	下水道事業	—	—		
	観光施設事業(梅里苑)	—	—		

(注) ・表中の「—」は、赤字や資金不足が生じていないことを表します。

※ 前年度公表資料では、23年度将来負担比率を「48.5%」として公表しておりましたが、算定に一部訂正があり、「54.0%」に修正し、議会及び県知事あてに再度報告しております。

健全化判断比率



【実質公債費比率の増減要因】

11.6% (H23) → 9.2% (H24)

(減少要因)

- ・地方債の償還終了や繰上償還による地方債現在高の減少
- ・一部事務組合の地方債に充てられる負担金の減少
- ・公債費に準ずる債務負担行為の減少

など

【将来負担比率の減少要因】

54.0% (H23) → 47.4% (H24)

(減少要因)

- ・地方債現在高の減少
- ・一部事務組合への負担見込額の減少
- ・財源として充てることのできる基金の増加

など

【 真室川町の財政状況を 2 世帯住宅の家計に例えると・・・ 】



真室川町の財政状況を、ある家計の 1 年間に例えてみます。

一般会計は一郎さん世帯の家計、公営事業会計は一郎さんと同居する息子さんの太郎さん世帯の家計としてあらわしてみます。

町の財政状況を一般家庭の家計に例えると多少の無理が生じますが、財政健全化法の各指標のイメージとしてご覧ください。

(1) 実質赤字比率

一般会計の赤字が標準的な収入に対してどの程度かを表す比率です。

	真室川町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	15.0%	20.0%

家計に例えると…

一郎さん世帯の年収に対して赤字がどの位の割合を占めるかを表します。

平成 24 年度の一郎さん世帯は収入（自営業の収入等）に対して支払った支出（食費・ローン・光熱費など）が下回ったため、黒字であることから「－」と表示されています。

(2) 連結赤字比率

一般会計や公営事業会計を含めた町の全ての会計を合算した実質赤字が標準的な収入に対してどの程度かを表す比率です。

	真室川町	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	—	20.0%	35.0%

家計に例えると…

一郎さん世帯と太郎さん世帯を合わせた一家の年収に対して赤字がどの位の割合を占めるかを表します。

一郎さん世帯が黒字であっても、太郎さん世帯が赤字のため一家全体で見ると赤字となる場合もあることから、「連結」指標の数値は全体の赤字額を把握するために重要といえます。

平成24年度は一郎さん・太郎さん世帯ともに黒字であり、「—」と表示されています。

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する町債（借金）返済のための元金及び利子の額が収入に対してどの程度なのかを表す比率です。過去3年間の比率の平均値により算出します。

	真室川町	県内市町村平均	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	9.2%	12.1%	25.0%	35.0%

家計に例えると…

一郎さん世帯の年収に対して、その年のローンの返済がどの位の割合を占めるかを表します。この返済には、一郎さん世帯の分に加え、太郎さん世帯のローンを肩代わりしている分も含まれます。この数値が大きければ大きいほど、ローンの返済に追われ家計のやりくりが厳しいということになります。

(4) 将来負担比率

将来にわたり、一般会計が負担する町債や債務負担行為など実質的な負債額が収入に対してどの程度なのかを表す比率です。一般会計に加え、公営企業、一部事務組合を含めた割合となり、実質的な負債額が標準的な収入の何年分になるかを表しています。

	真室川町	県内市町村平均	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	47.4%	78.4%	350.0%	—

家計に例えると…

家や車のローン残高等、現在確定している将来支払うべき借金から、現在の預貯金を差し引いた金額が、一郎さん世帯の年収の何年分に相当するかを表した比率です。この金額には一郎さん世帯の分に加え、太郎さん世帯のローンを肩代わりしている分も含まれます。この数値が大きければ大きいほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いということになります。

● 山形県内自治体の将来負担比率と実質公債費比率の状況(平成 24 年度決算)

参考 2 : 将来負担比率と実質公債費比率の状況 (平成24年度決算)

(単位: %)



上記の表からみても、実質公債費比率・将来負担比率とも県平均値を下回っていることから、良好な状態といえます。

しかしながら、景気動向や普通交付税の交付状況によっては、歳入が大きく減少することも予想されることや、高齢者福祉をはじめとする社会保障の経費などが、今後ますます増加することが予想されるため、引続き安定的な財政運営を維持していくよう努めていきます。